

RAF IQ（難民との共生ネットワーク）会則

第1章 総則

（名称・所在地）

第1条 本会は、RAF IQ（難民との共生ネットワーク）、
英語名はRAF IQ Japan（以下「本会」という。）と称し、
事務所を大阪府大阪市淀川区東三国4-9-13に置く。

（目的）

第2条 本会は、在日難民との共生社会の実現を目的とする。

（活動内容）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行なう。

- （1）在日難民の生活支援
- （2）在日難民の難民認定・仮放免等に関する法的支援
- （3）難民問題についての市民啓発活動
- （4）難民制度についての政策提言
- （5）その他

第2章 会員

（会員の種類）

第4条 本会の会員は次の3種とする。

- （1）団体正会員 本会の目的に賛同する団体
- （2）個人正会員 本会の目的に賛同する個人
- （3）賛助会員 本会の目的に賛同し、賛助するために入会した団体・個人

（入会）

第5条 本会に入会しようとする者は、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとする。

（会費）

第6条 会員は、総会において議決された会費（会費規程に定める）を納入しなければならない。

（退会）

第7条 会員は代表が別に定める退会届を代表に提出して、退会することができる。

(除名)

第8条 会員は次の各号の一に該当する場合は、運営委員会の3分の2の議決により、これを除名することができる。

- (1) この会則に違反したとき
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第3章 運営委員

(種類及び定数)

第9条 本会に、運営委員を若干名、置く。

2 運営委員の内、1、2名を代表、1名を会計とする。

(運営委員の選任)

第10条 運営委員は、会員の中から総会において選任する。

2 代表及び会計は、運営委員の互選とする。

(代表等の職務)

第11条 代表は、本会を代表し、会務を総括する。

2 代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ運営委員の中から指名した順序によって、その職務を代行する。

(運営委員の任期)

第12条 運営委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(運営委員の解任)

第13条 運営委員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他運営委員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 会議

(総会)

第14条 本会は、年1回、通常総会を開催する。但し臨時総会を妨げない。

2 総会では次の事項について審議・報告する。

- (1) 活動報告・活動方針
- (2) 会計報告
- (3) 会則改正

(4) その他必要事項

(総会の議決)

第15条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決する。

(運営委員会)

第 16 条 運営委員会は、運営委員をもって構成し、この会則に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第5章 会計

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年9月1日から8月31日までとする。

(会計報告)

第18条 本会の会計報告は、毎年（通常）総会時に行う。

第6章 解散

(解散)

第 19 条 本会を解散する場合は、総会において出席した会員の3分の2以上の議決を得なければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第 20 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において出席した会員の3分の2以上の議決を得て、処分することができる。

附 則

この会則は、平成27年10月25日から施行する。

平成28年11月13日一部改定。

会費規程

第1条 この規程は、RAFIQ（難民との共生ネットワーク）（以下「本会」という。）の
会則第6条の規定に基づき、本会の会費について定める。

第2条 会費は、次の金額とする。

- 1 団体正会員 5,000 円
- 2 個人正会員 3,000 円（但し、学生は1,000 円）
- 3 賛助会員 10,000 円